

給水装置工事施行基準新旧対照表（平成20年8月1日改正）

改正後	現行																		
<p>2.7 使用材料</p> <p>1 給水装置等に使用する材料は次のとおりとし、施工標準図を図2.7.1～図2.7.12に示す。 ただし、量水器が2.6「量水器の設置」に規定する位置に設置されない場合は、第1止水栓の下流側に第1止水栓に接続してステンレス鋼管 0.3 m以上又はポリエチレン管 0.5m以上を施工するとともに、量水器の上流側に設置するボール式伸縮止水栓に接続する材料は図 2.7.1～図 2.7.12に示すとおりとする。</p> <p>1) 給水管 （略）</p> <p>2) 給水用具</p> <table border="0"> <tr> <td>① ソフトシール仕切弁</td> <td>・・・ J W W A B 1 2 0</td> </tr> <tr> <td>② サドル分水栓、ボール式伸縮止水栓 伸縮可とうボール止水栓 フレキシブル継手、伸縮可とう継手 フランジ付ステンレス短管 量水器片落ユニオン ポリエチレン管金属継手</td> <td>・・・ 使用材料一覧表による</td> </tr> <tr> <td>③ ポリエチレン管金属継手</td> <td>・・・ J W W A B 1 1 6</td> </tr> <tr> <td>④ ボール止水栓（乙）</td> <td>・・・ J W W A B 1 0 8</td> </tr> <tr> <td>⑤ 量水器及び管継手用ゴムパッキン （平パッキン）</td> <td>・・・ J W W A K 1 5 6 (I A ・ 7 0)</td> </tr> </table> <p>3) 付属用具 <u>量水器管及び止水栓管の種類及び形状は、使用材料一覧表による。</u></p> <p>2 給水用具の鉛浸出 （略）</p> <p>2.8 配管</p> <p>1 配管の原則 （略）</p> <p>2 一般配管 （略）</p> <p>3 止水栓との接続 （略）</p> <p>4 量水器との接続</p> <p>1) 量水器上流側の給水管の口径より小さい量水器（20mm 以下）を設置する場合は、次のとおりとし、施工場所の状況により適切に選定すること。</p> <p>ア) 量水器片落ユニオン 20 × 13、25 × 13、25 × 20 をボール式伸縮止水栓の下流側に設置</p> <p>イ) 量水器上流側にボール式伸縮止水栓（片落ユニオン型）を設置 <u>ただし、ボール式伸縮止水栓（片落ユニオン型）を第1止水栓として使用する場合は、量水器を増径する時の施工方法を考慮して選定すること。</u></p> <p>2) 現行のとおり</p> <p>3) 現行のとおり</p>	① ソフトシール仕切弁	・・・ J W W A B 1 2 0	② サドル分水栓、ボール式伸縮止水栓 伸縮可とうボール止水栓 フレキシブル継手、伸縮可とう継手 フランジ付ステンレス短管 量水器片落ユニオン ポリエチレン管金属継手	・・・ 使用材料一覧表による	③ ポリエチレン管金属継手	・・・ J W W A B 1 1 6	④ ボール止水栓（乙）	・・・ J W W A B 1 0 8	⑤ 量水器及び管継手用ゴムパッキン （平パッキン）	・・・ J W W A K 1 5 6 (I A ・ 7 0)	<p>2.7 使用材料</p> <p>1 給水装置等に使用する材料は次のとおりとし、施工標準図を図2.7.1～図2.7.12に示す。 ただし、量水器が2.6「量水器の設置」に規定する位置に設置されない場合は、第1止水栓の下流側に第1止水栓に接続してステンレス鋼管 0.3 m以上又はポリエチレン管 0.5m以上を施工するとともに、量水器の上流側に設置するボール式伸縮止水栓に接続する材料は図 2.7.1～図 2.7.12に示すとおりとする。</p> <p>1) 給水管 （略）</p> <p>2) 給水用具</p> <table border="0"> <tr> <td>① ソフトシール仕切弁</td> <td>・・・ J W W A B 1 2 0</td> </tr> <tr> <td>② サドル分水栓、ボール式伸縮止水栓 伸縮可とうボール止水栓 フレキシブル継手、伸縮可とう継手 フランジ付ステンレス短管 量水器片落ユニオン ポリエチレン管金属継手</td> <td>・・・ 使用材料一覧表による</td> </tr> <tr> <td>③ ポリエチレン管金属継手</td> <td>・・・ J W W A B 1 1 6</td> </tr> <tr> <td>④ ボール止水栓（乙）</td> <td>・・・ J W W A B 1 0 8</td> </tr> </table> <p>3) 付属用具 <u>使用材料一覧表のとおりとする。</u></p> <p>2 付属用具の種類及び形状 <u>量水器管及び止水栓管の種類及び形状は、使用材料一覧表のとおりとする。</u></p> <p>3 給水用具の鉛浸出 （略）</p> <p>2.8 配管</p> <p>1 配管の原則 （略）</p> <p>2 一般配管 （略）</p> <p>3 止水栓との接続 （略）</p> <p>4 量水器との接続</p> <p>1) 量水器上流側の給水管の口径より小さい量水器（20mm 以下）を設置する場合は、次のとおりとし、施工場所の状況により適切に選定すること。</p> <p>ア) 量水器片落ユニオン 20 × 13、25 × 13、25 × 20 をボール式伸縮止水栓の下流側に設置</p> <p>イ) 量水器上流側にボール式伸縮止水栓（片落ユニオン型）を設置</p> <p>2) 口径 50mm の量水器を設置する場合は、上流側から順にフランジ短管、量水器伸縮補足管を使用すること。</p> <p>3) 口径 75mm 以上の量水器を設置する場合は、量水器の上流側に量水器用伸縮補足管を使用すること。</p>	① ソフトシール仕切弁	・・・ J W W A B 1 2 0	② サドル分水栓、ボール式伸縮止水栓 伸縮可とうボール止水栓 フレキシブル継手、伸縮可とう継手 フランジ付ステンレス短管 量水器片落ユニオン ポリエチレン管金属継手	・・・ 使用材料一覧表による	③ ポリエチレン管金属継手	・・・ J W W A B 1 1 6	④ ボール止水栓（乙）	・・・ J W W A B 1 0 8
① ソフトシール仕切弁	・・・ J W W A B 1 2 0																		
② サドル分水栓、ボール式伸縮止水栓 伸縮可とうボール止水栓 フレキシブル継手、伸縮可とう継手 フランジ付ステンレス短管 量水器片落ユニオン ポリエチレン管金属継手	・・・ 使用材料一覧表による																		
③ ポリエチレン管金属継手	・・・ J W W A B 1 1 6																		
④ ボール止水栓（乙）	・・・ J W W A B 1 0 8																		
⑤ 量水器及び管継手用ゴムパッキン （平パッキン）	・・・ J W W A K 1 5 6 (I A ・ 7 0)																		
① ソフトシール仕切弁	・・・ J W W A B 1 2 0																		
② サドル分水栓、ボール式伸縮止水栓 伸縮可とうボール止水栓 フレキシブル継手、伸縮可とう継手 フランジ付ステンレス短管 量水器片落ユニオン ポリエチレン管金属継手	・・・ 使用材料一覧表による																		
③ ポリエチレン管金属継手	・・・ J W W A B 1 1 6																		
④ ボール止水栓（乙）	・・・ J W W A B 1 0 8																		

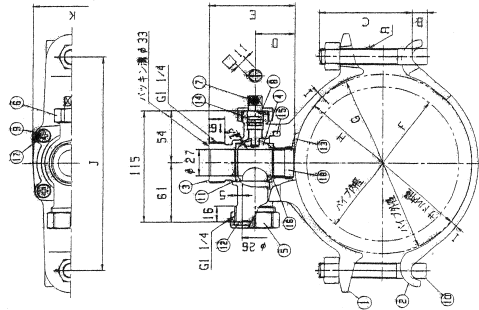
給水装置工事施行基準新旧対照表

改正後

現行

No.4

No.4



鋼鉄、石綿管

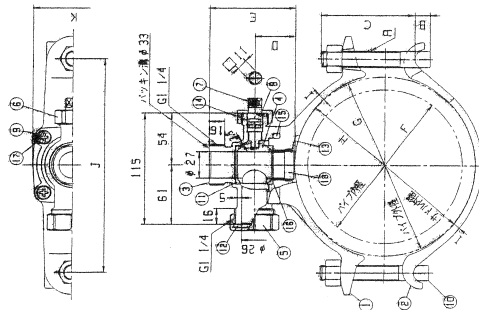
管径	型式	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
150x25	CIF(鋼)	M16x2	16	95	41	88	150	169	186	7	222	80
	ACP						150	182	186	7	222	
	CIF(陶)						200	220	229.4	9	278	
200x25	ACP	M16x2	16	95	41	88	200	200	242	247	9	298

※ 材質については、JWWA B1171に準ずる。

記号	品名	材質	数量	標準番号	備考
18	フランジ	C12201	1	JIS H 3300	
17	本体蓋金	SUS304	4	JIS G 4309	
16	パッキン	NR	1	JIS K 6353 Ⅲ	Ⅲ
15	リング	NR	1	JIS B 2401	
14	リング	NR	2	JIS B 2401	
13	パッキン	NR	1	JIS K 6353 Ⅲ	Ⅲ
12	パッキン	NR	1	JIS K 6353 Ⅲ	Ⅲ
11	ボルト	POM, PTEE	2		
10	ボルト	FC0450	2	JIS G 5502	
9	ボルト	SUS304	4	JIS G 4303	
8	ボルト	SUS304	1	JIS G 4303	
7	スプリング	CAC406C	1	JIS H 5121	
6	スプリング	CAC406	1	JIS H 5120	
5	ボルト	CAC406	1	JIS H 5120	
4	ボルト	CAC406C	1	JIS H 5121	
3	ボルト	CAC406	1	JIS H 5120	
2	ボルト	FC0450	1	JIS G 5502	
1	本体	FC0450	1	JIS G 5502	

サドル分水栓

鋼鉄、石綿管用
150x25、200x25



鋼鉄、石綿管

管径	型式	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
150x25	CIF(鋼)	M16x2	16	95	41	88	150	169	186	7	222	80
	ACP						150	182	186	7	222	
	CIF(陶)						200	220	229.4	9	278	
200x25	ACP	M16x2	16	95	41	88	200	200	242	247	9	298

記号	品名	材質	数量	標準番号	備考
18	フランジ	C12201	1	JIS H 3300	
17	本体蓋金	SUS304	4	JIS G 4309	
16	パッキン	NR	1	JIS K 6353 Ⅲ	Ⅲ
15	リング	NR	1	JIS B 2401	
14	リング	NR	2	JIS B 2401	
13	パッキン	NR	1	JIS K 6353 Ⅲ	Ⅲ
12	パッキン	NR	1	JIS K 6353 Ⅲ	Ⅲ
11	ボルト	POM, PTEE	2		
10	ボルト	FC0450	2	JIS G 5502	
9	ボルト	SUS304	4	JIS G 4303	
8	ボルト	SUS304	1	JIS G 4303	
7	スプリング	CAC406C	1	JIS H 5121	
6	スプリング	CAC406	1	JIS H 5120	
5	ボルト	CAC406	1	JIS H 5120	
4	ボルト	CAC406C	1	JIS H 5121	
3	ボルト	CAC406	1	JIS H 5120	
2	ボルト	FC0450	1	JIS G 5502	
1	本体	FC0450	1	JIS G 5502	

サドル分水栓

鋼鉄、石綿管用
150x25、200x25

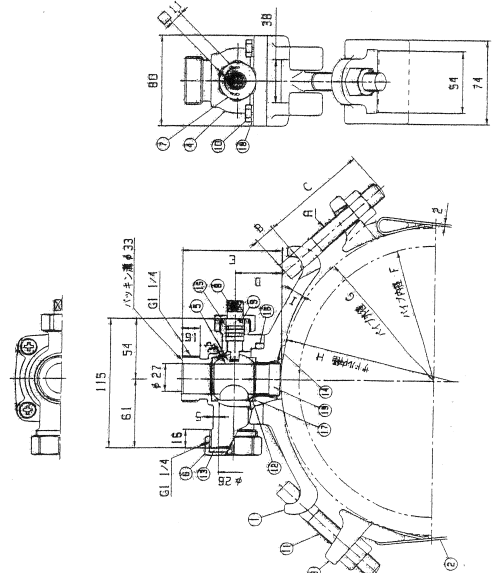
給水装置工事施行基準新旧対照表

改正後

現行

No.5

No.5



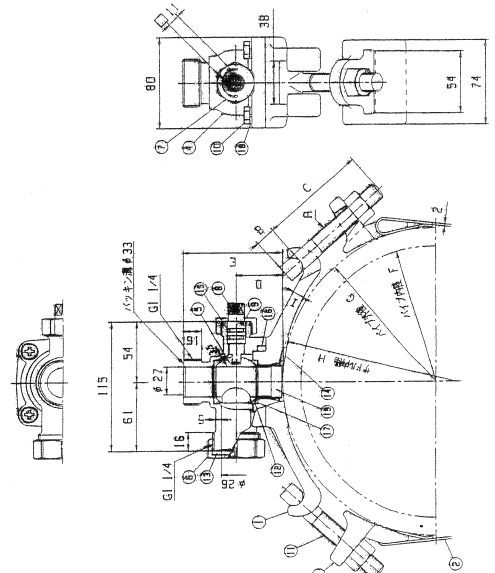
鋼鉄、石綿管用

呼径	規格	A	B	C	D	E	F	G	H	I
250×25	CIP(鉄)	M16×2	16	95	41	88	250	271.6	R154	10
	ACP						250	296	R154	10
300×25	CIP(鉄)						300	322.8	R183	10
	ACP						300	352	R183	10
350×25	CIP(鉄)						350	374	R183	10
400×25	CIP(鉄)	M16×2	16	95	41	88	400	425.6	R244	8/10

※ 材質については、JWWWA B1171に準ずる。

品名	材質	数量	規格番号	備考
19 プラシマ	C1220T	1	JIS H 3300	
18 本体蓋	SUS304	4	JIS 0 4309	
17 パックパッキン	NR	1	JIS K 6383 直溝	
16 Oリング	NR	1	JIS B 2401	
15 Oリング	NR	2	JIS B 2401	
14 パックパッキン	NR	1	JIS K 6383 直溝	
13 キーパーパッキン	NR	1	JIS K 6353 直溝	
12 ボールシート	POM PTFE	2		難燃難燃処理
11 六角ボルトナット	FC0450	2	JIS 0 5502	
10 六角ボルト	SUS304	4	JIS 0 4303	
9 止動ピン	SUS304	1	JIS 0 4303	
8 ステンシル	CAC406C	1	JIS H 5121	
7 ステンシル押え	CAC406	1	JIS H 5120	
6 サドルキップ	CAC406C	1	JIS H 5120	
5 ボールキャップ	CAC406	1	JIS H 5121	
4 ボールキャップ	CAC406	1	JIS H 5120	
3 ナット取付金具	FC0450	2	JIS 0 5502	工ボキ>難燃難燃処理
2 ナット	SUS304	1	JIS 0 4305	
1 本体	FC0450	1	JIS 0 5502	工ボキ>難燃難燃処理

品名 サドル分水栓
鋼鉄、石綿管用
口径 250×25~400×25



鋼鉄、石綿管用

呼径	規格	A	B	C	D	E	F	G	H	I
250×25	CIP(鉄)	M16×2	16	95	41	88	250	271.6	R154	10
	ACP						250	296	R154	10
300×25	CIP(鉄)						300	322.8	R183	10
	ACP						300	352	R183	10
350×25	CIP(鉄)						350	374	R183	10
400×25	CIP(鉄)	M16×2	16	95	41	88	400	425.6	R244	8/10

※ 材質については、JWWWA B1171に準ずる。

品名	材質	数量	規格番号	備考
19 プラシマ	C1220T	1	JIS H 3300	
18 本体蓋	SUS304	4	JIS 0 4309	
17 パックパッキン	NR	1	JIS K 6383 直溝	
16 Oリング	NR	1	JIS B 2401	
15 Oリング	NR	2	JIS B 2401	
14 パックパッキン	NR	1	JIS K 6383 直溝	
13 キーパーパッキン	NR	1	JIS K 6353 直溝	
12 ボールシート	POM PTFE	2		難燃難燃処理
11 六角ボルトナット	FC0450	2	JIS 0 5502	
10 六角ボルト	SUS304	4	JIS 0 4303	
9 止動ピン	SUS304	1	JIS 0 4303	
8 ステンシル	CAC406C	1	JIS H 5121	
7 ステンシル押え	CAC406	1	JIS H 5120	
6 サドルキップ	CAC406C	1	JIS H 5120	
5 ボールキャップ	CAC406	1	JIS H 5121	
4 ボールキャップ	CAC406	1	JIS H 5120	
3 ナット取付金具	FC0450	2	JIS 0 5502	工ボキ>難燃難燃処理
2 ナット	SUS304	1	JIS 0 4305	
1 本体	FC0450	1	JIS 0 5502	工ボキ>難燃難燃処理

品名 サドル分水栓
鋼鉄、石綿管用
口径 250×25~400×25

給水装置工事施行基準新旧対照表

改正後

呼び径	D	L1	L2	H	d
13	6 3/4	95±1.0	10-15	125	12
20	1.0	120±1.0	10-15	125	18
25	1.1/4	137±1.0	10-15	125	23

1. (最大)は、最大寸法を示し、プラスチック部は公差も0mmとする。
 2. (最小)は、最小寸法を示し、マイナスイ公差も0mmとする。
 3. Dは、JIS B 0202による。許容差は、JIS B 0202付属表のB級による。

※ 材質については、JWWA B108に準ずる。

φ 2.9, 0.1

φ 6

φ 4

φ 3.0

16

15

5.0

1s

M7×0.75

φ 14

22

φ 11

19	球コック	CAC1061EBCAC106C
18	球コック	CAC1061EBCAC106C
17	バックシフト式リング	CAC1061EBCAC106C
16	バックシフト	CAC1061EBCAC106C
15	リング	CAC1061EBCAC106C
14	伸縮ソケット	CAC1061EBCAC106C
13	ビス	G3604
12	ハンドル	CAC1061EBCAC106C
11	コネクター	SIS
10	ハンドル軸	G3604
9	ソケット	G3604
8	オリング	G3604
7	パッキン	G3604
6	パッキン	G3604
5	パッキン	G3604
4	パッキン	G3604
3	ボール	CAC1061EBCAC106C
2	ボール軸	CAC1061EBCAC106C
1	部品名称	材質

品名 伸縮止水栓(開閉防止型)

口径 13~25

No.6

現行

呼び径	D	L1	L2	H	d
13	6 3/4	95±1.0	10-15	125	12
20	1.0	120±1.0	10-15	125	18
25	1.1/4	137±1.0	10-15	125	23

1. (最大)は、最大寸法を示し、プラスチック部は公差も0mmとする。
 2. (最小)は、最小寸法を示し、マイナスイ公差も0mmとする。
 3. Dは、JIS B 0202による。許容差は、JIS B 0202付属表のB級による。

φ 2.9, 0.1

φ 6

φ 4

φ 3.0

16

15

5.0

1s

M7×0.75

φ 14

22

φ 11

19	球コック	CAC1061EBCAC106C
18	球コック	CAC1061EBCAC106C
17	バックシフト式リング	CAC1061EBCAC106C
16	バックシフト	CAC1061EBCAC106C
15	リング	CAC1061EBCAC106C
14	伸縮ソケット	CAC1061EBCAC106C
13	ビス	G3604
12	ハンドル	CAC1061EBCAC106C
11	コネクター	SIS
10	ハンドル軸	G3604
9	ソケット	G3604
8	オリング	G3604
7	パッキン	G3604
6	パッキン	G3604
5	パッキン	G3604
4	パッキン	G3604
3	ボール	CAC1061EBCAC106C
2	ボール軸	CAC1061EBCAC106C
1	部品名称	材質

品名 伸縮止水栓(開閉防止型)

口径 13~25

No.6

給水装置工事施行基準新旧対照表

改正後

現行

No.7

No.7

呼び径	D1	D2	L1	L2	H	d
20×13	61	0	374	120±1.0	10-15	125±1.2
25×13	61	1/4	374	137±1.0	10-15	125±1.2
25×20	61	1/4	374	137±1.0	10-15	125±1.2

1. (最大)は、最大寸法を示し、プラスチック製許容差を0mmとする。
 2. (最小)は、最小寸法を示し、マイナス側許容差を0mmとする。
 3. D1及びD2は、JIS B 0202による。許容差は、JIS B 0202仕様の目線による。

※材質については、JWWA B108に準ずる。

部品名	材質
20 球コック	CA6105FEBCAC08C
19 リング	CS19
18 球コック	CA6105FEBCAC08C
17 パック付伸縮リング	CA6105FEBCAC08C
16 Oリング	CA6105FEBCAC08C
15 Oリング	CA6105FEBCAC08C
14 伸縮コック	CA6105FEBCAC08C
13 ボス	CS604
12 ハンフル	CA6105FEBCAC08C
11 コネクター	CS604
10 ハンフル軸	CS604
9 Oリング	CA6105FEBCAC08C
8 Oリング	CA6105FEBCAC08C
7 Oリング	CA6105FEBCAC08C
6 Oリング	CA6105FEBCAC08C
5 Oリング	CA6105FEBCAC08C
4 ボール	CA6105FEBCAC08C
3 ボール	CA6105FEBCAC08C
2 ボール	CA6105FEBCAC08C
1 球コック	CA6105FEBCAC08C

部品名 球コック(開閉防止型)
 口径 20×13, 25×13, 25×20

呼び径	D1	D2	L1	L2	H	d
20×13	61	0	374	120±1.0	10-15	125±1.2
25×13	61	1/4	374	137±1.0	10-15	125±1.2
25×20	61	1/4	374	137±1.0	10-15	125±1.2

1. (最大)は、最大寸法を示し、プラスチック製許容差を0mmとする。
 2. (最小)は、最小寸法を示し、マイナス側許容差を0mmとする。
 3. D1及びD2は、JIS B 0202による。許容差は、JIS B 0202仕様の目線による。

部品名	材質
20 球コック	CA6105FEBCAC08C
19 リング	CS19
18 球コック	CA6105FEBCAC08C
17 パック付伸縮リング	CA6105FEBCAC08C
16 Oリング	CA6105FEBCAC08C
15 Oリング	CA6105FEBCAC08C
14 伸縮コック	CA6105FEBCAC08C
13 ボス	CS604
12 ハンフル	CA6105FEBCAC08C
11 コネクター	CS604
10 ハンフル軸	CS604
9 Oリング	CA6105FEBCAC08C
8 Oリング	CA6105FEBCAC08C
7 Oリング	CA6105FEBCAC08C
6 Oリング	CA6105FEBCAC08C
5 Oリング	CA6105FEBCAC08C
4 ボール	CA6105FEBCAC08C
3 ボール	CA6105FEBCAC08C
2 ボール	CA6105FEBCAC08C
1 球コック	CA6105FEBCAC08C

部品名 球コック(開閉防止型)
 口径 20×13, 25×13, 25×20

給水装置工事施行基準新旧対照表

改正後

※ 材質については、JWWA B108に準ずる。

19	ボール座	CAC406FHCAC406C
18	ボール座	CAC406FHCAC406C
17	ボール座挿入リング	CAC406FHCAC406C
16	ボール座	CAC406FHCAC406C

部品名 径 40

品名 ボール式伸縮止水栓(開閉防止型)

No.8

1. (最大)は、最大寸法を示し、プラス側許容差を0mmとする。
2. (最小)は、最小寸法を示し、マイナス側許容差を0mmとする。
3. 挿入ねじ(G2)は、JIS B 0202による。
4. 許容差は、JIS B 0202付属書のB線による。ドボルを主とした状態で受装する様に、開の箇所を場所に応じて差を設ける事。

15	ボール座	CAC406FHCAC406C
14	ボール座	CAC406FHCAC406C
13	ボール座	CAC406FHCAC406C
12	ボール座	CAC406FHCAC406C
11	ボール座	CAC406FHCAC406C
10	ボール座	CAC406FHCAC406C
9	ボール座	CAC406FHCAC406C
8	ボール座	CAC406FHCAC406C
7	ボール座	CAC406FHCAC406C
6	ボール座	CAC406FHCAC406C
5	ボール座	CAC406FHCAC406C
4	ボール座	CAC406FHCAC406C
3	ボール座	CAC406FHCAC406C
2	ボール座	CAC406FHCAC406C
1	ボール座	CAC406FHCAC406C

現行

19	ボール座	CAC406FHCAC406C
18	ボール座	CAC406FHCAC406C
17	ボール座挿入リング	CAC406FHCAC406C
16	ボール座	CAC406FHCAC406C

部品名 径 40

品名 ボール式伸縮止水栓(開閉防止型)

No.8

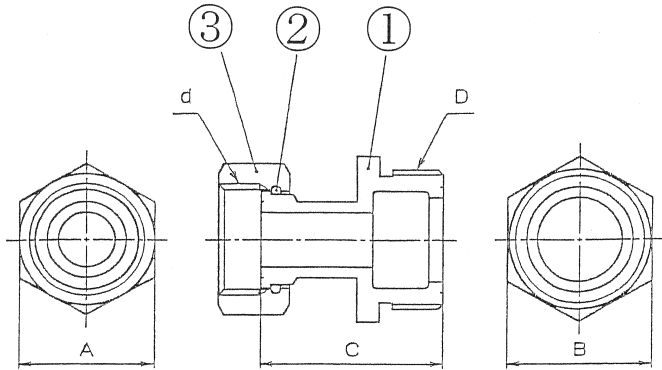
1. (最大)は、最大寸法を示し、プラス側許容差を0mmとする。
2. (最小)は、最小寸法を示し、マイナス側許容差を0mmとする。
3. 挿入ねじ(G2)は、JIS B 0202による。
4. 許容差は、JIS B 0202付属書のB線による。ドボルを主とした状態で受装する様に、開の箇所を場所に応じて差を設ける事。

15	ボール座	CAC406FHCAC406C
14	ボール座	CAC406FHCAC406C
13	ボール座	CAC406FHCAC406C
12	ボール座	CAC406FHCAC406C
11	ボール座	CAC406FHCAC406C
10	ボール座	CAC406FHCAC406C
9	ボール座	CAC406FHCAC406C
8	ボール座	CAC406FHCAC406C
7	ボール座	CAC406FHCAC406C
6	ボール座	CAC406FHCAC406C
5	ボール座	CAC406FHCAC406C
4	ボール座	CAC406FHCAC406C
3	ボール座	CAC406FHCAC406C
2	ボール座	CAC406FHCAC406C
1	ボール座	CAC406FHCAC406C

給水装置工事施行基準新旧対照表

改正後

No.10



※ 材質については、JWWA B116に準ずる。

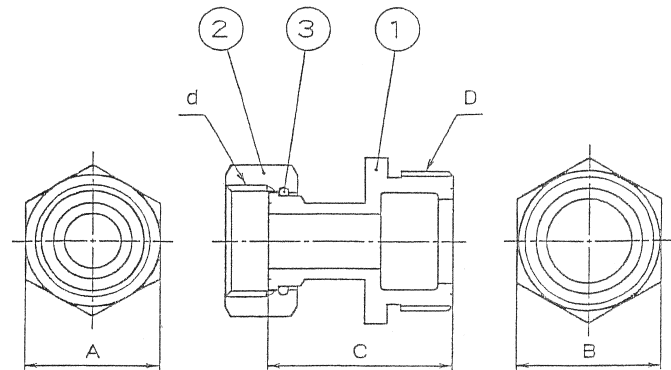
呼 径	A	B	C	D	d
25×20	38	50	46	G1 / 1/4	G1
25×13	31	50	42	G1 1/4	G3/4
20×13	31	40	40	G1	G3/4

Dおよびdは、JISB0202による。
許容差は、JISB0202付風巻のB級による。

3	袋ナット	CAC406	
2	止め輪	C5191	
1	片径ユニオン	CAC406	
品別	品 名	材 質	備 考
	品 名	量水器片落ユニオン	
	口 径	25×20、25×13、20×13	

現 行

No.10



呼 径	A	B	C	D	d
25×20	38	50	46	G1 / 1/4	G1
25×13	31	50	42	G1 1/4	G3/4
20×13	31	40	40	G1	G3/4

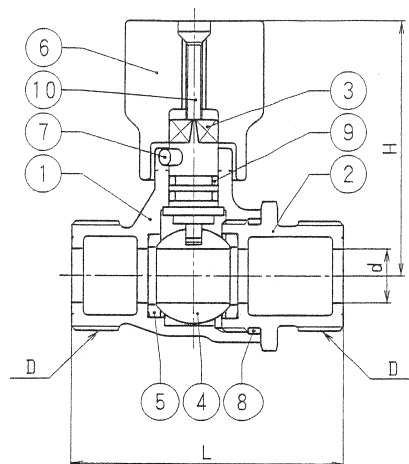
Dおよびdは、JISB0202による。
許容差は、JISB0202付風巻のB級による。

3	袋ナット	CAC406	
2	止め輪	C5191	
1	片径ユニオン	CAC406	
品別	品 名	材 質	備 考
	品 名	量水器片落ユニオン	
	口 径	25×20、25×13、20×13	

給水装置工事施行基準新旧対照表

改 正 後

No.11



呼び径	D	d	L	H	H
20	G 1	φ 20	80	70	70
25	G 1 1/4	φ 25	90	73	73

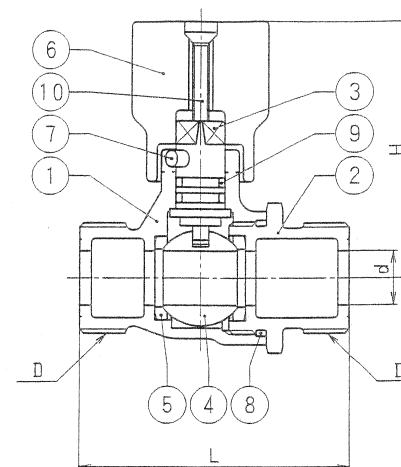
1. Dは、JIS B 0202による。許容差は、JIS B 0202 付属書のB級による。

※ 材質については、JWWA B108に準ずる。

10	十字穴付小ねじ	SUS
9	Oリング	合成ゴム (耐水・耐食・耐老化性に富み、水質に影響を及ぼさないもの。)
8	Oリング	合成ゴム (耐水・耐食・耐老化性に富み、水質に影響を及ぼさないもの。)
7	ストッパーピン	SUS
6	ハンドル	CAC406 (使用上十分な強度及び耐久性を有するもの。)
5	ボールシート	合成樹脂 (耐水・耐食・耐老化性に富み、水質に影響を及ぼさないもの。)
4	ボール	CAC406またはCAC406C (テフロンコーティング処理)
3	栓棒	CAC406またはCAC406C
2	ボール押さえ	CAC406またはCAC406C
1	胴	CAC406
部番	部 品 名 称	材 質
	品 名	ボール 止水栓 (乙)
	口 径	20・25

現 行

No.11



呼び径	D	d	L	H	H
20	G 1	φ 20	80	70	70
25	G 1 1/4	φ 25	90	73	73

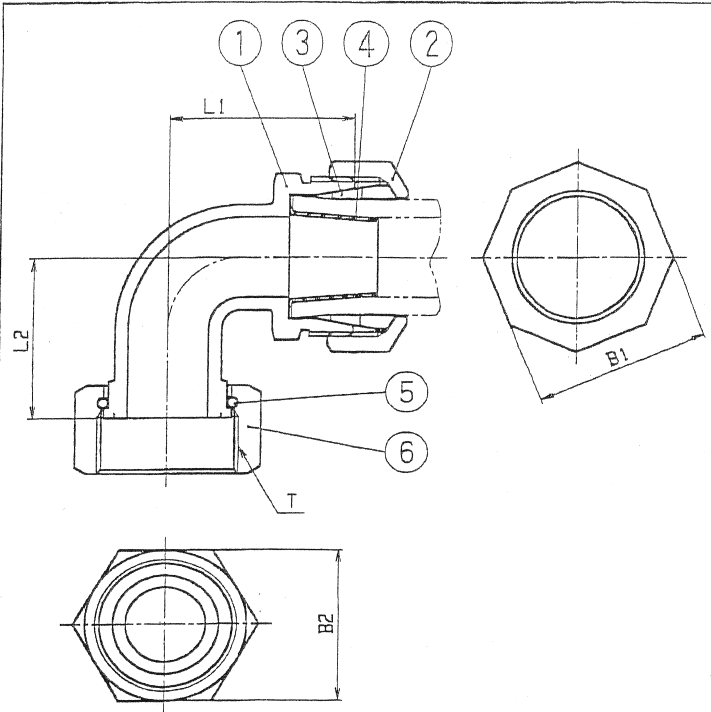
1. Dは、JIS B 0202による。許容差は、JIS B 0202 付属書のB級による。

10	十字穴付小ねじ	SUS
9	Oリング	合成ゴム (耐水・耐食・耐老化性に富み、水質に影響を及ぼさないもの。)
8	Oリング	合成ゴム (耐水・耐食・耐老化性に富み、水質に影響を及ぼさないもの。)
7	ストッパーピン	SUS
6	ハンドル	CAC406 (使用上十分な強度及び耐久性を有するもの。)
5	ボールシート	合成樹脂 (耐水・耐食・耐老化性に富み、水質に影響を及ぼさないもの。)
4	ボール	CAC406またはCAC406C (テフロンコーティング処理)
3	栓棒	CAC406またはCAC406C
2	ボール押さえ	CAC406またはCAC406C
1	胴	CAC406
部番	部 品 名 称	材 質
	品 名	ボール 止水栓 (乙)
	口 径	20・25

給水装置工事施行基準新旧対照表

改正後

No.28-1



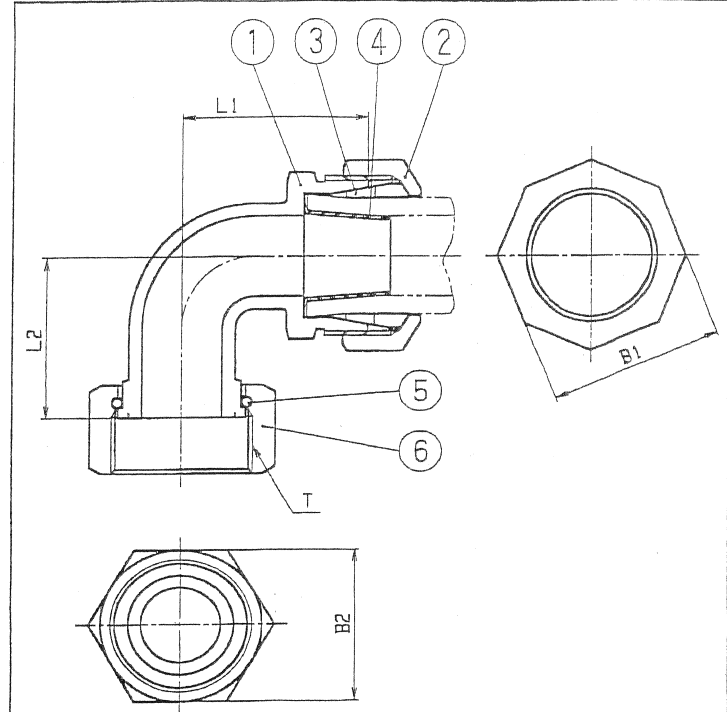
口径	T	L1	L2	B1	B2
13	G 3/4	37	33	35	31
20	G 1	44	39	42	38
25	G 1 1/4	52	47	49	47
25×20P	G 1 1/4	52	45	42	47

※ 材質については、JWWA B116に準ずる。

6	直結ナット	CAC406	1	品名	水道用ポリエチレン管 金属継手 90° ベンド	
5	止め輪	C5191W	1			
4	インコア	SUS304	1			
3	リング	POM	1			
2	ナット	CAC406	1 又はCAC406C			
1	胴	CAC406	1			
部番	部品名称	材質	数量	摘要	口径	13~25、25×20P

現行

No.28-1



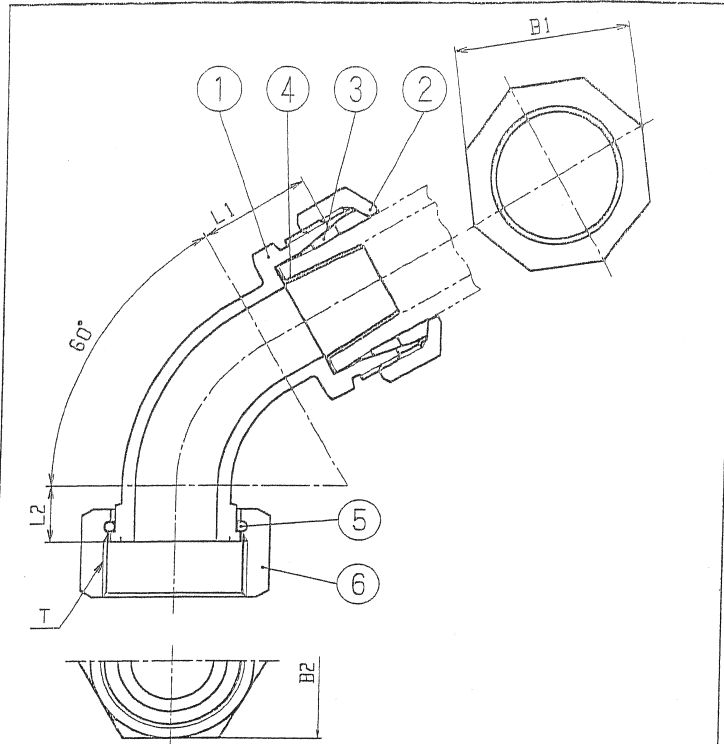
口径	T	L1	L2	B1	B2
13	G 3/4	37	33	35	31
20	G 1	44	39	42	38
25	G 1 1/4	52	47	49	47
25×20P	G 1 1/4	52	45	42	47

6	直結ナット	CAC406	1	品名	水道用ポリエチレン管 金属継手 90° ベンド	
5	止め輪	C5191W	1			
4	インコア	SUS304	1			
3	リング	POM	1			
2	ナット	CAC406	1 又はCAC406C			
1	胴	CAC406	1			
部番	部品名称	材質	数量	摘要	口径	13~25、25×20P

給水装置工事施行基準新旧対照表

改正後

No.28-2



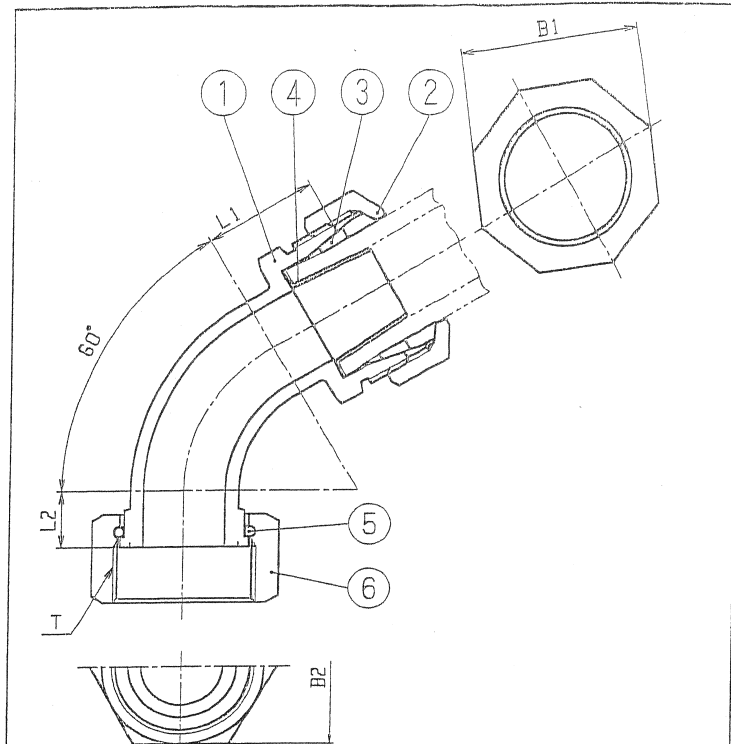
口径	T	L1	L2	B1	B2
13	G 3/4	24	14	35	31
20	G 1	26	14	42	38
25	G 1 1/4	29	14	49	47

※ 材質については、JWWA B116に準ずる。

6	盲結ナット	CAC406	1	品名	水道用ポリエチレン管 金属継手 60° ベンド
5	止め輪	C5191W	1		
4	インコア	SUS304	1		
3	リング	POM	1		
2	ナット	CAC406	1 又は CAC406C		
1	胴	CAC406	1	口径	13~25
部番	部品名	材質	数量	摘要	

現行

No.28-2



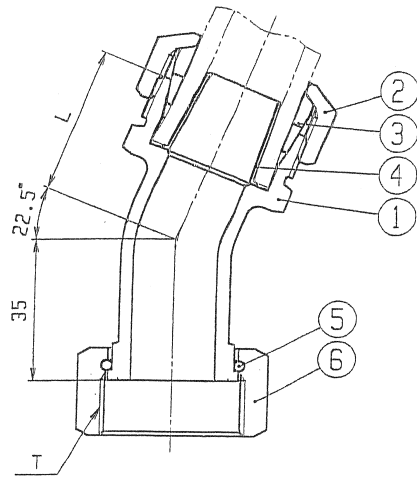
口径	T	L1	L2	B1	B2
13	G 3/4	24	14	35	31
20	G 1	26	14	42	38
25	G 1 1/4	29	14	49	47

6	盲結ナット	CAC406	1	品名	水道用ポリエチレン管 金属継手 60° ベンド
5	止め輪	C5191W	1		
4	インコア	SUS304	1		
3	リング	POM	1		
2	ナット	CAC406	1 又は CAC406C		
1	胴	CAC406	1	口径	13~25
部番	部品名	材質	数量	摘要	

給水装置工事施行基準新旧対照表

改正後

No.28-3



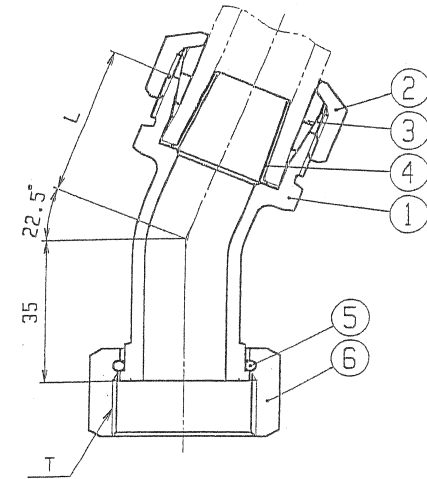
口径	T	L
25	G1 1/4	40
25×20P	G1 1/4	35

※ 材質については、JWWA B116に準ずる。

部品	品名	材質	数量	換要	口径	
6	蓋結ナット	CAC406	1		25、25×20P	
5	リング	C5191W	1			
4	インコア	SUS304	1			
3	リング	POM	1			
2	ナット	CAC406	1	又はCAC406C		
1	胴	CAC406	1			
					品名	水道用ポリエチレン管 金属継手 22.1/2ベンド

現行

No.28-3



口径	T	L
25	G1 1/4	40
25×20P	G1 1/4	35

部品	品名	材質	数量	換要	口径	
6	蓋結ナット	CAC406	1		25、25×20P	
5	リング	C5191W	1			
4	インコア	SUS304	1			
3	リング	POM	1			
2	ナット	CAC406	1	又はCAC406C		
1	胴	CAC406	1			
					品名	水道用ポリエチレン管 金属継手 22.1/2ベンド

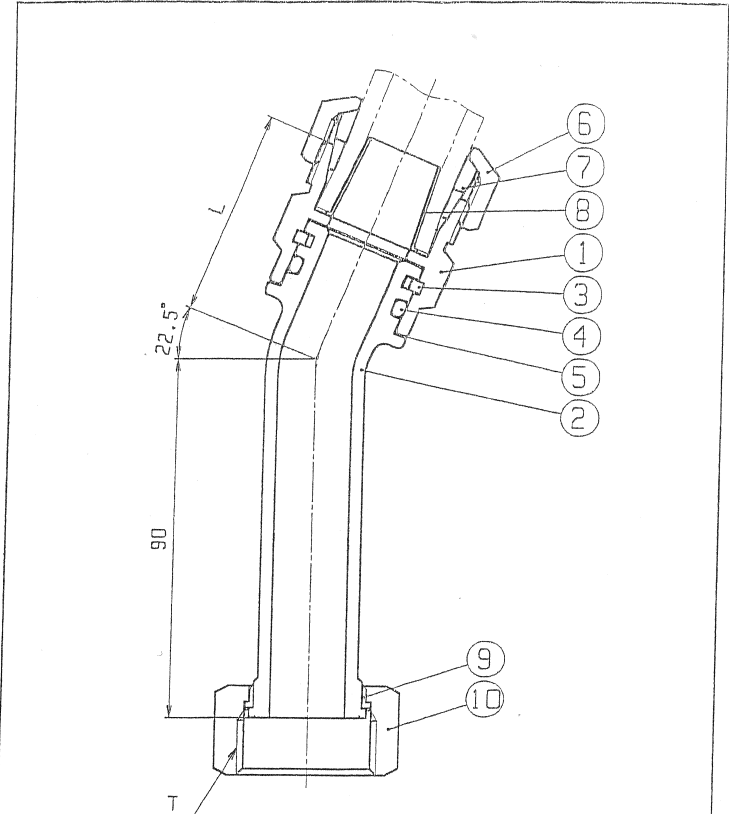
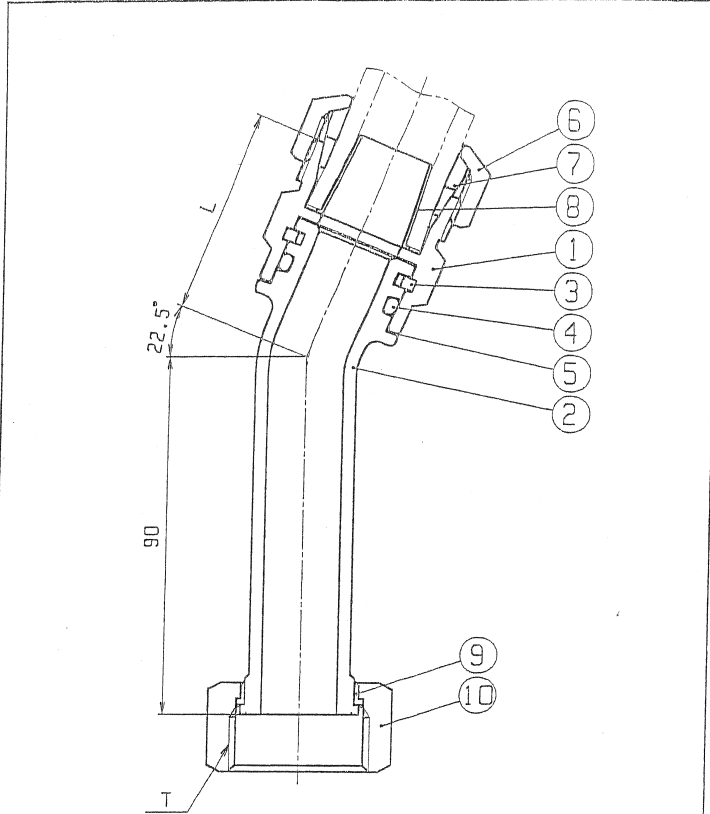
給水装置工事施行基準新旧対照表

改正後

現行

No.28-4

No.28-4



※ 材質についてはJWWA B116に準ずる。

口径	T	L
20	G1	55
25	G1 1/4	60

口径	T	L
20	G1	55
25	G1 1/4	60

部品番号	部品名称	材質	数量	摘要
10	袋ナット	CAC406	1	
9	L型リング	C5191	1	
8	インコア	SUS304	1	
7	リング	POM	1	
6	ナット	CAC406	1	又はCAC406C
5	ワッシャー	PE	1	
4	Oリング	EPDM	1	
3	スラストリング	POM	1	
2	スリーブ	CAC406	1	
1	胴	CAC406	1	

品名

水道用ポリエチレン管 金属継手
22.1/2 ロングバンド 回転型

口径

20、25

部品番号	部品名称	材質	数量	摘要
10	袋ナット	CAC406	1	
9	L型リング	C5191	1	
8	インコア	SUS304	1	
7	リング	POM	1	
6	ナット	CAC406	1	又はCAC406C
5	ワッシャー	PE	1	
4	Oリング	EPDM	1	
3	スラストリング	POM	1	
2	スリーブ	CAC406	1	
1	胴	CAC406	1	

品名

水道用ポリエチレン管 金属継手
22.1/2 ロングバンド 回転型

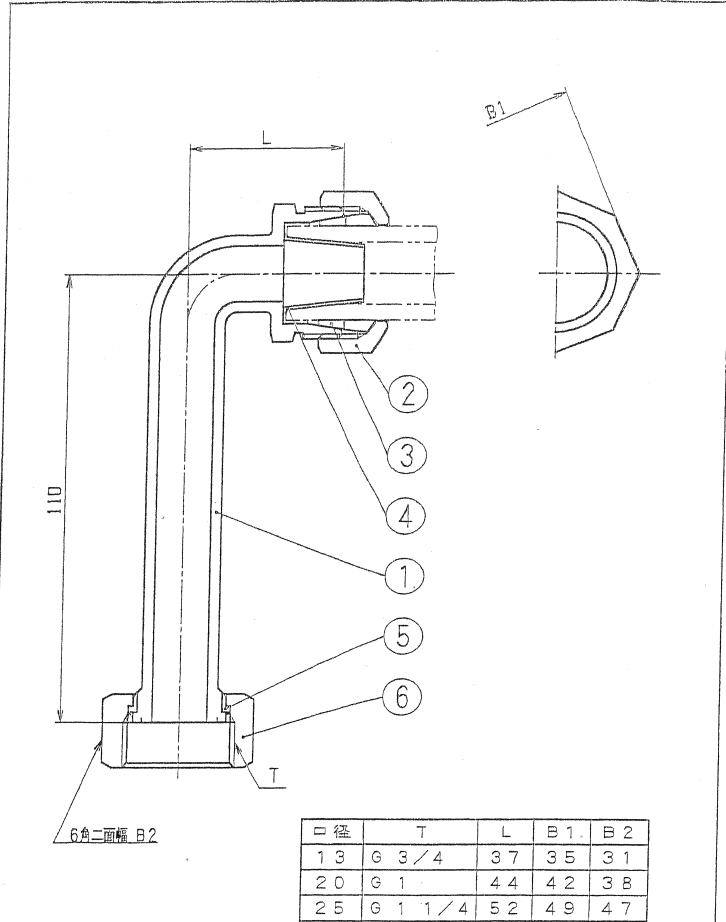
口径

20、25

給水装置工事施行基準新旧対照表

改正後

No.28-5

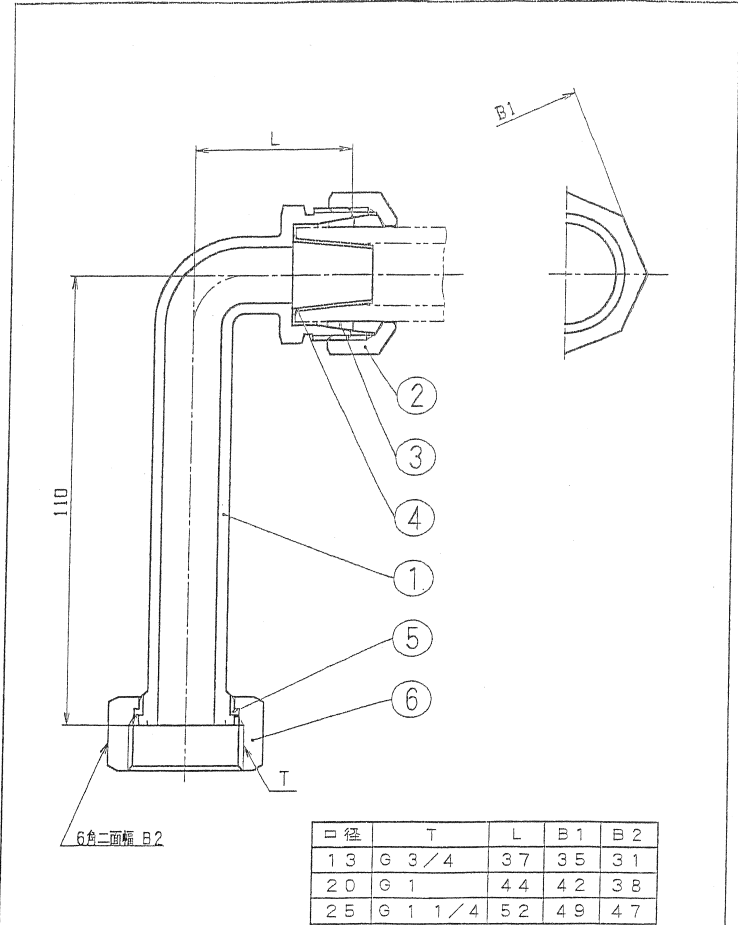


※ 材質については、JWWA B116に準ずる。

部番	部品名	称	材質	数量	備	要	口径
6	袋ナット	CAC406	1				13~25
5	L型リング	C3604	1				
4	インコア	SUS304	1				
3	リング	POM	1				
2	ナット	CAC406	1	又はCAC406C			
1	胴	CAC406	1				
品名							水道用ポリエチレン管 金属継手 90° ベンド110L型

現行

No.28-5

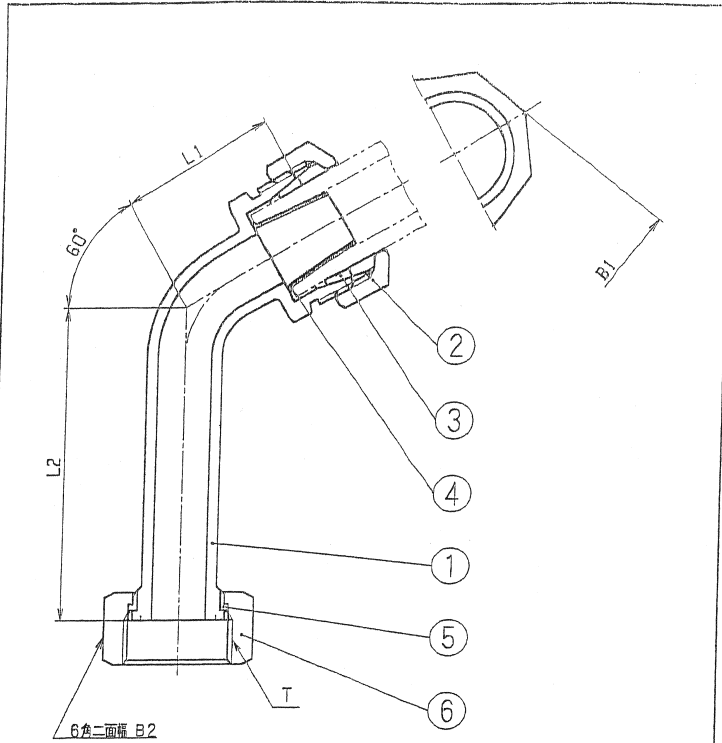


部番	部品名	称	材質	数量	備	要	口径
6	袋ナット	CAC406	1				13~25
5	L型リング	C3604	1				
4	インコア	SUS304	1				
3	リング	POM	1				
2	ナット	CAC406	1	又はCAC406C			
1	胴	CAC406	1				
品名							水道用ポリエチレン管 金属継手 90° ベンド110L型

給水装置工事施行基準新旧対照表

改正後

No.28-6



口径	T	L1	L2	B1	B2
13	G 3/4	37	77	35	31
20	G 1	44.5	88	42	38
25	G 1 1/4	52	88	49	47

※ 材質については、JWWA B116に準ずる。

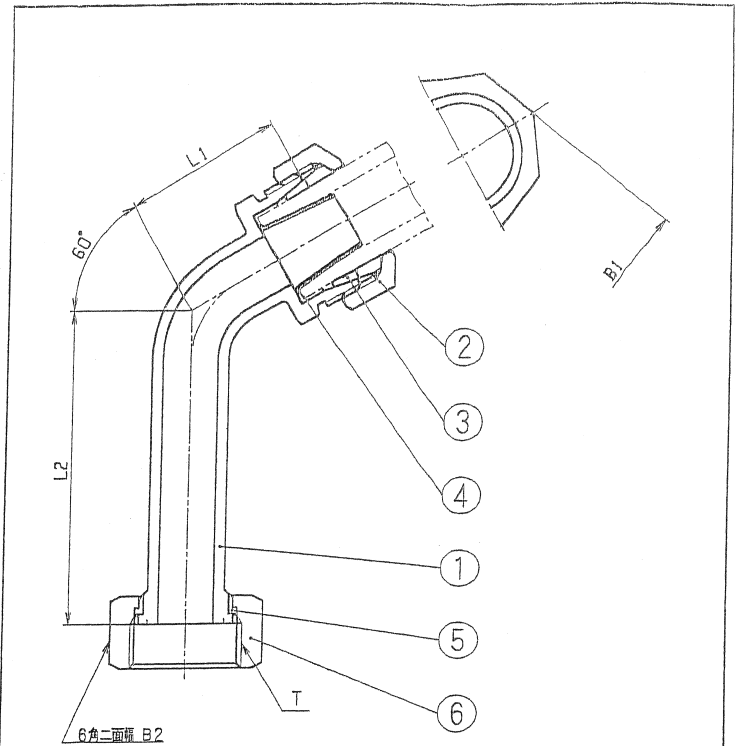
部品	品名	材質	数量	備考
6	袋ナット	CAC406	1	
5	L型リング	C3604	1	
4	インコア	SUS304	1	
3	リング	POM	1	
2	ナット	CAC406	1	又はCAC406C
1	胴	CAC406	1	

品名 水道用ポリエチレン管 金属継手
60° ベンド77L型(口径 13)
60° ベンド88L型(口径 20,25)

口径 13~25

現行

No.28-6



口径	T	L1	L2	B1	B2
13	G 3/4	37	77	35	31
20	G 1	44.5	88	42	38
25	G 1 1/4	52	88	49	47

部品	品名	材質	数量	備考
6	袋ナット	CAC406	1	
5	L型リング	C3604	1	
4	インコア	SUS304	1	
3	リング	POM	1	
2	ナット	CAC406	1	又はCAC406C
1	胴	CAC406	1	

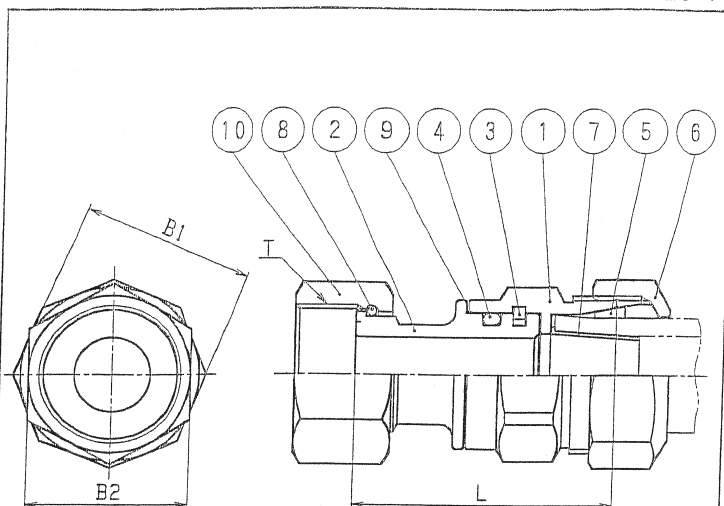
品名 水道用ポリエチレン管 金属継手
60° ベンド77L型(口径 13)
60° ベンド88L型(口径 20,25)

口径 13~25

給水装置工事施行基準新旧対照表

改 正 後

No.28-7



口径	T	L	B1	B2
13	G 3/4	52	35	31
20	G 1	61	42	38
25	G 1 1/4	67	49	47

※ 材質については、JWWA B116に準ずる。

10	直結ナット	CAC406	1	
9	ワッシャー	PE	1	
8	リング	C5191	1	
7	インコア	SUS304	1	
6	ナット	CAC406	1	又はCAC406C
5	リング	POM	1	
4	Oリング	EPDM	1	
3	スラストリング	POM	1	
2	スリーブ	CAC406	1	
1	胴	CAC406	1	

品名

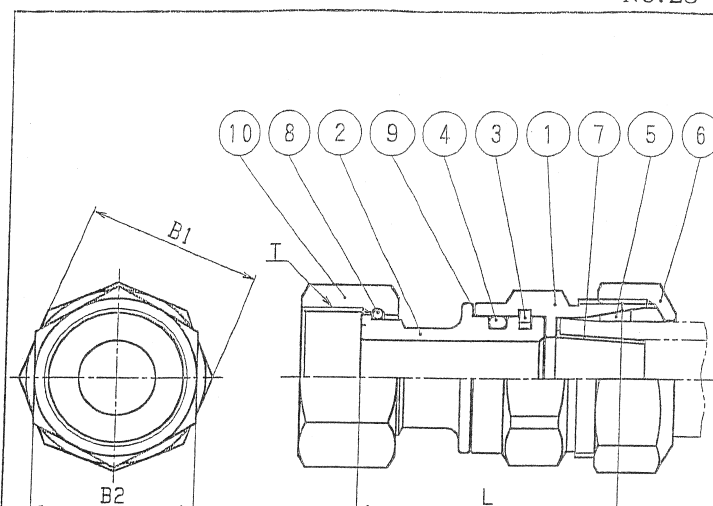
水道用ポリエチレン管 金属継手
メータ用ソケット 回転型

口径

13~25

現 行

No.28-7



口径	T	L	B1	B2
13	G 3/4	52	35	31
20	G 1	61	42	38
25	G 1 1/4	67	49	47

10	直結ナット	CAC406	1	
9	ワッシャー	PE	1	
8	リング	C5191	1	
7	インコア	SUS304	1	
6	ナット	CAC406	1	又はCAC406C
5	リング	POM	1	
4	Oリング	EPDM	1	
3	スラストリング	POM	1	
2	スリーブ	CAC406	1	
1	胴	CAC406	1	

品名

水道用ポリエチレン管 金属継手
メータ用ソケット 回転型

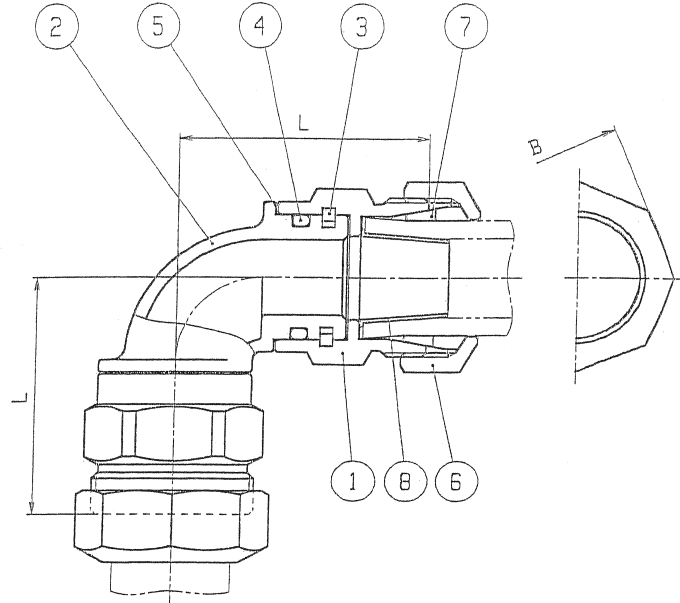
口径

13~25

給水装置工事施行基準新旧対照表

改正後

No.28-8



口径	L	B
13	52	35
20	61	42
25	67	49

※ 材質については、JWWA B116に準ずる。

8	インコア	SUS304	2	
7	リング	POM	2	
6	ナット	CAC406	2	又はCAC406C
5	ワッシャー	PE	2	
4	Oリング	EPDM	2	
3	スラストリング	POM	2	
2	エルボスリーブ	CAC406	1	
1	胴	CAC406	2	

品名

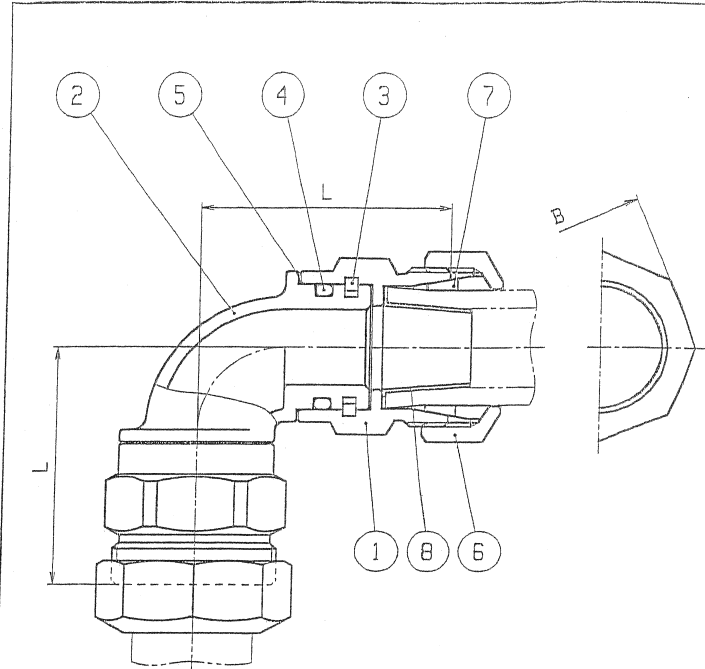
水道用ポリエチレン管 金属継手
エルボ 回転型

部番	部品名称	材質	数量	摘要
				口径 13-25

口径 13-25

現行

No.28-8



口径	L	B
13	52	35
20	61	42
25	67	49

8	インコア	SUS304	2	
7	リング	POM	2	
6	ナット	CAC406	2	又はCAC406C
5	ワッシャー	PE	2	
4	Oリング	EPDM	2	
3	スラストリング	POM	2	
2	エルボスリーブ	CAC406	1	
1	胴	CAC406	2	

品名

水道用ポリエチレン管 金属継手
エルボ 回転型

部番	部品名称	材質	数量	摘要
				口径 13-25

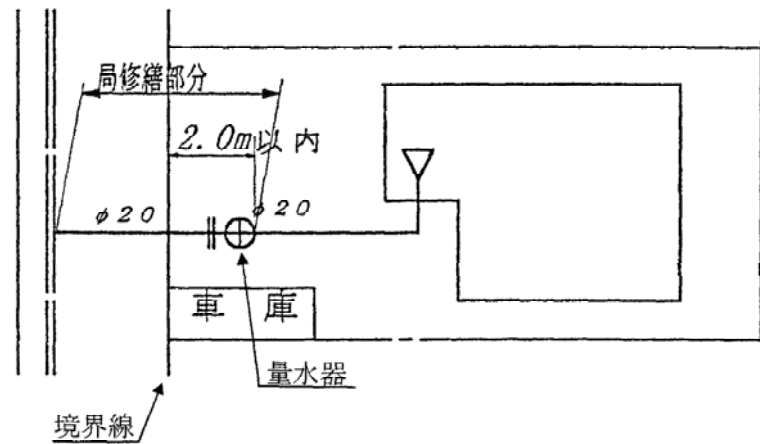
口径 13-25

改 正 後

4 修繕工事

4.1 修繕工事

- 1 修繕工事の範囲
現行のとおり
- 2 修繕工事の施工区分
 - 1) 局長が施工し、その費用を負担する修繕工事は、次のとおりとする。
 - ① 道路部分で発生する修繕工事 **(道路部分に第1止水栓が設置されている場合を含む)**
 - ② 道路と宅地の境界線から量水器の下流側接続部までの漏水修繕工事



ただし、次の場合は、第1止水栓までとする。

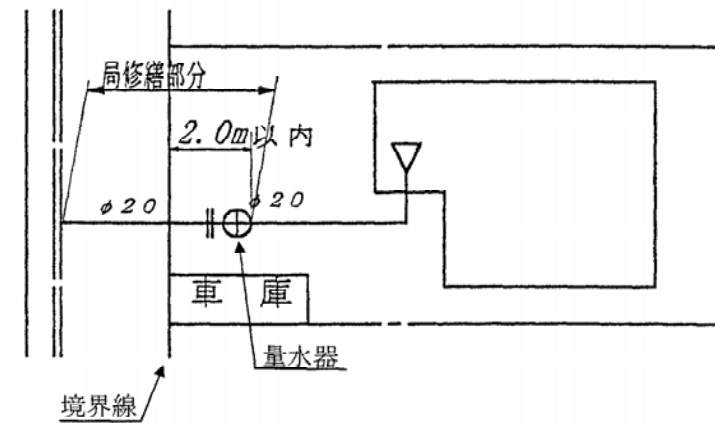
- ア) 量水器が道路と宅地の境界線から 2.0m を超えて設置される場合 (略)
- イ) 連合給水装置 (量水器が複数設置) の場合 (略)

現 行

4 修繕工事

4.1 修繕工事

- 1 修繕工事の範囲
給水装置及びその付属用具の部分的な破損あるいは異状の原因を取り除き、その機能を修復するのに必要な工事とする。
- 2 修繕工事の施工区分
 - 1) 局長が施工し、その費用を負担する修繕工事は、次のとおりとする。
 - ① 道路部分で発生する修繕工事
 - ② 道路と宅地の境界線から量水器の下流側接続部までの漏水修繕工事



ただし、次の場合は、第1止水栓までとする。

- ア) 量水器が道路と宅地の境界線から 2.0m を超えて設置される場合 (略)
- イ) 連合給水装置 (量水器が複数設置) の場合 (略)

改 正 後

5 手 続 き

5.1 一 般 事 項

現行のとおり

5.2 給水に係る事前協議の申請

1 事前協議を必要とする範囲

1) 表 5.1.1 に示す業態で、対象規模以上の建築物を建築（新築、増築、改築）する場合

ただし、建築確認図書等による事前協議において、認定水量を考慮せず算出した計画一日最大給水量が明らかに5m³未満と確認できた場合は、次項に規定する図書の一部の提出を省略することができる。

2) 計画一日最大給水量が 5m³以上となると思われる建築物を建築する場合

3) 特殊な業態の建築物を建築する場合

4) 配水管の布設を伴わないもので、公共用地等を除く宅地造成面積が 1,000m²以上となる場合

5) その他当局が必要と認める場合

表 5.1.1 開発負担金に係る業態別協議対象規模表

業 態 名	規 模 単 位	数 値	業 態 名	規 模 単 位	数 値	業 態 名	規 模 単 位	数 値
(家事用)			スナック		130m ²	ガソリンスタ	敷地面積	250m ²
住 宅 A	戸	5 戸	キョバ ^レ ハ ^レ	厨房 +店舗面積	110m ²	ハ ^レ チンコ店	延床面積	300m ²
〃 B		6 戸	喫 茶 店		100m ²	映 画 館	客 席	全て行う
〃 C		10 戸	レストラン A		80m ²	(病院)		
アハ ^レ -ト	室	全て行う	〃 B		60m ²	大 病 院	1 病 床	全て行う
寮	各室床面積	全て行う	レストラン C		50m ²	小 病 院		
(商店)			ファーストフード		80m ²	診療所 A		
商 店 A	店舗面積	30m ²	(大型店舗)			〃 B	医療部門面積	
〃 B		80m ²	テ ^レ ハ ^レ -ト	延床面積	全て行う	(学校)		
〃 C		100m ²	ス ^ホ -マ ^ケ ツ		200m ²	保 育 園	園 児 数	40 人
〃 D		110m ²	(事務所)			幼 稚 園		130 人
〃 E		130m ²	銀 行	延床面積	全て行う	小 学 校	生 徒 数	全て行う
〃 F		200m ²	保 険 会 社			中 学 校		
〃 G		400m ²	自 動 車 販			高 校		
〃 H		800m ²	売・整備			・ 大 学		
〃 I		1,000m ²	事務所 A			各 種 学 校	生 徒 数	160 人
〃 J		1,300m ²	〃 B			各 種 塾	延 床 面 積	400m ²
(飲食業)			〃 C			(官公庁)		
食 堂 A	厨房	50m ²	〃 D			官 公 庁	延 床 面 積	全て行う
〃 B	+店舗面積	60m ²	倉庫			(文化施設)		
〃 C		90m ²	(宿泊施設)			文 化 施 設	※	全て行う
〃 D		130m ²	旅 館 A	延 床 面 積	250m ²	(社会福祉施設)		
仕出し屋		50m ²	〃 B		200m ²	収 容 施 設	収 容 者 数	全て行う
料 亭		100m ²	(その他の営業)			通 園 施 設	通 園 者 数	

現 行

5 手 続 き

5.1 一 般 事 項

- 1 原則として、申請受付は開庁日の午前中（9時から12時まで）に、事前協議の受付は午後にするこ
と。
- 2 申請に係る事前調査において、利害関係人等のある場合は必ず申請前に承諾を受けるよう努めること。
- 3 申請書の記載事項（押印を含む。）及び添付書類等に漏れのないよう十分注意すること。

5.2 給水に係る事前協議の申請

1 事前協議を必要とする範囲

1) 表 5.1.1 に示す業態で、対象規模以上の建築物を建築（新築、増築、改築）する場合

2) 計画一日最大給水量が 5m³以上となると思われる建築物を建築する場合

3) 特殊な業態の建築物を建築する場合

4) 配水管の布設を伴わないもので、公共用地等を除く宅地造成面積が 1,000m²以上となる場合

5) その他当局が必要と認める場合

表 5.1.1 開発負担金に係る業態別協議対象規模表

業 態 名	規 模 単 位	数 値	業 態 名	規 模 単 位	数 値	業 態 名	規 模 単 位	数 値
(家事用)			スナック		130m ²	ガソリンスタ	敷地面積	250m ²
住 宅 A	戸	4 戸	キョバ ^レ ハ ^レ	厨房 +店舗面積	110m ²	ハ ^レ チンコ店	延床面積	300m ²
〃 B		6 戸	喫 茶 店		100m ²	映 画 館	客 席	全て行う
〃 C		10 戸	レストラン A		80m ²	(病院)		
アハ ^レ -ト	室	全て行う	〃 B		60m ²	大 病 院	1 病 床	全て行う
寮	各室床面積	全て行う	レストラン C		50m ²	小 病 院		
(商店)			ファーストフード		80m ²	診療所 A		
商 店 A	店舗面積	30m ²	(大型店舗)			〃 B	医療部門面積	
〃 B		80m ²	テ ^レ ハ ^レ -ト	延床面積	全て行う	(学校)		
〃 C		100m ²	ス ^ホ -マ ^ケ ツ		200m ²	保 育 園	園 児 数	40 人
〃 D		110m ²	(事務所)			幼 稚 園		130 人
〃 E		130m ²	銀 行	延床面積	全て行う	小 学 校	生 徒 数	全て行う
〃 F		200m ²	保 険 会 社			中 学 校		
〃 G		400m ²	自 動 車 販			高 校		
〃 H		800m ²	売・整備			・ 大 学		
〃 I		1,000m ²	事務所 A			各 種 学 校	生 徒 数	160 人
〃 J		1,300m ²	〃 B			各 種 塾	延 床 面 積	400m ²
(飲食業)			〃 C			(官公庁)		
食 堂 A	厨房	50m ²	〃 D			官 公 庁	延 床 面 積	全て行う
〃 B	+店舗面積	60m ²	倉庫			(文化施設)		
〃 C		90m ²	(宿泊施設)			文 化 施 設	※	全て行う
〃 D		100m ²	旅 館 A	延 床 面 積	250m ²	(社会福祉施設)		
仕出し屋		50m ²	〃 B		200m ²	収 容 施 設	収 容 者 数	全て行う
料 亭		100m ²	(その他の営業)			通 園 施 設	通 園 者 数	

改 正 後	現 行																												
<p>2 事前協議の申請に伴う提出書類 現行のとおり</p> <p>5.3 工事の承認申請</p> <p>1 現行のとおり</p> <p>2 提出書類</p> <p>1) 給水装置工事の場合</p> <p>① 給水装置新設（増設・改造）承認申請書（施行規程第2条第1項に規定する第1号様式。以下「承認申請書」という。）に次の事項を記載して提出すること。 併せて、給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書（施行規程第2条第2項に規定する第1号様式の2。以下「設計書」という。）を提出し、設計審査を受けること。</p> <p>ア) 申請年月日 イ) 申請者の郵便番号、住所、氏名又は名称（<u>ふりがな</u>）及び電話番号 ウ) 工事場所 エ) 給水装置の種類（専用給水装置、共用給水装置、私設消火栓のいずれかを記入すること。） オ) 指定給水装置工事事業者名（指定番号を必ず記入すること。） カ) 給水装置工事主任技術者名（免状番号を必ず記入すること。） キ) 添付書類（委任状、誓約書等を記入すること。） ク) 廃止前提の有・無（有の場合は、水栓番号及び口径を記入すること。） ケ) 納入通知書送付先の郵便番号、住所、氏名又は名称及び電話番号</p> <p>② 添付書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 種 別</th> <th>添 付 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置新設工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>私設消火栓設置工事</td> <td>②誓約書</td> </tr> <tr> <td>既設装置認定工事</td> <td>・既設装置認定要綱に基づく提出書類</td> </tr> <tr> <td>臨時使用に供する給水工事</td> <td>③臨時給水申請書、④概算料金免除申請書、⑤念書</td> </tr> <tr> <td>増設・改造工事が見込まれる給水装置新設工事</td> <td>⑥計画書</td> </tr> <tr> <td>一部先行工事</td> <td>・給水装置の一部先行工事取扱要綱に基づく提出書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1) 給水申込納付金及び開発負担金等の納入通知書は、申請者に発送することが原則であるが、やむを得ず納入通知書の受領を指定給水装置工事事業者に委任する場合は、委任状（別記①様式）を添付すること 2) 給水に係る事前協議を行ったものについては、その回答書を添付すること。 3) 道路掘削・占用関係、その他必要と認められる書類を添付すること。 4) ○内の数字は、別記様式の番号を表わす。</p> <p>2) 受水槽以下装置工事の場合</p> <p>① 現行のとおり</p>	工 事 種 別	添 付 書 類	給水装置新設工事		私設消火栓設置工事	②誓約書	既設装置認定工事	・既設装置認定要綱に基づく提出書類	臨時使用に供する給水工事	③臨時給水申請書、④概算料金免除申請書、⑤念書	増設・改造工事が見込まれる給水装置新設工事	⑥計画書	一部先行工事	・給水装置の一部先行工事取扱要綱に基づく提出書類	<p>2 事前協議の申請に伴う提出書類</p> <p>1) 給水に係る事前協議申請書（別記第1号様式） 2) 建築工事計画書（許可書のあるものはその写し）一式 3) 宅地造成を伴うものは、開発行為に関する図面、協議書（許可書のあるものはその写し）一式 4) その他当局が必要と認める図書</p> <p>5.3 工事の承認申請</p> <p>1 給水装置（県の量水器を設置する受水槽以下装置も含む。）を新設し、増設し、又は改造しようとする者は、局長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 提出書類</p> <p>1) 給水装置工事の場合</p> <p>① 給水装置新設（増設・改造）承認申請書（施行規程第2条第1項に規定する第1号様式。以下「承認申請書」という。）に次の事項を記載して提出すること。 併せて、給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書（施行規程第2条第2項に規定する第1号様式の2。以下「設計書」という。）を提出し、設計審査を受けること。</p> <p>ア) 申請年月日 イ) 申請者の郵便番号、住所、氏名又は名称（<u>ふりがな、押印のこと。</u>）及び電話番号 ウ) 工事場所 エ) 給水装置の種類（専用給水装置、共用給水装置、私設消火栓のいずれかを記入すること。） オ) 指定給水装置工事事業者名（指定番号を必ず記入すること。） カ) 給水装置工事主任技術者名（免状番号を必ず記入すること。） キ) 添付書類（委任状、誓約書等を記入すること。） ク) 廃止前提の有・無（有の場合は、水栓番号及び口径を記入すること。） ケ) 納入通知書送付先の郵便番号、住所、氏名又は名称及び電話番号</p> <p>② 添付書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 種 別</th> <th>添 付 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置新設工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>私設消火栓設置工事</td> <td>②誓約書</td> </tr> <tr> <td>既設装置認定工事</td> <td>・既設装置認定要綱に基づく提出書類</td> </tr> <tr> <td>臨時使用に供する給水工事</td> <td>③臨時給水申請書、④概算料金免除申請書、⑤念書</td> </tr> <tr> <td>増設・改造工事が見込まれる給水装置新設工事</td> <td>⑥計画書</td> </tr> <tr> <td>一部先行工事</td> <td>・給水装置の一部先行工事取扱要綱に基づく提出書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1) 給水申込納付金及び開発負担金等の納入通知書は、申請者に発送することが原則であるが、やむを得ず納入通知書の受領を指定給水装置工事事業者に委任する場合は、委任状（別記①様式）を添付すること 2) 給水に係る事前協議を行ったものについては、その回答書を添付すること。 3) 道路掘削・占用関係、その他必要と認められる書類を添付すること。 4) ○内の数字は、別記様式の番号を表わす。</p> <p>2) 受水槽以下装置工事の場合</p> <p>① 受水槽以下装置新設（増設・改造）承認申請書（受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目第1号様式。以下「受水槽以下装置承認申請書」という。）に必要事項を給水装置工事に準じて記載し、設計書及び参考図書等を添付して提出すること。</p>	工 事 種 別	添 付 書 類	給水装置新設工事		私設消火栓設置工事	②誓約書	既設装置認定工事	・既設装置認定要綱に基づく提出書類	臨時使用に供する給水工事	③臨時給水申請書、④概算料金免除申請書、⑤念書	増設・改造工事が見込まれる給水装置新設工事	⑥計画書	一部先行工事	・給水装置の一部先行工事取扱要綱に基づく提出書類
工 事 種 別	添 付 書 類																												
給水装置新設工事																													
私設消火栓設置工事	②誓約書																												
既設装置認定工事	・既設装置認定要綱に基づく提出書類																												
臨時使用に供する給水工事	③臨時給水申請書、④概算料金免除申請書、⑤念書																												
増設・改造工事が見込まれる給水装置新設工事	⑥計画書																												
一部先行工事	・給水装置の一部先行工事取扱要綱に基づく提出書類																												
工 事 種 別	添 付 書 類																												
給水装置新設工事																													
私設消火栓設置工事	②誓約書																												
既設装置認定工事	・既設装置認定要綱に基づく提出書類																												
臨時使用に供する給水工事	③臨時給水申請書、④概算料金免除申請書、⑤念書																												
増設・改造工事が見込まれる給水装置新設工事	⑥計画書																												
一部先行工事	・給水装置の一部先行工事取扱要綱に基づく提出書類																												

改正後	現行
<p>② 添付書類 現行のとおり</p>	<p>なお、受水槽以下装置新設（増設・改造）工事のみの場合は、承認申請書欄の上に受水槽以下装置承認申請書を貼付し、申請者の割り印を押すこと。</p> <p>② 添付書類</p> <p>ア) 給水に係る事前協議の回答書の写し（給水条例第30条の3第1項に該当する建築物又は宅地の場合に限る。）</p> <p>イ) 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目に基づく提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3号様式「量水器寄付申込書」－2部 <p>ウ) 受水槽以下装置配管図面（参考）</p>
<p>5.4 給水装置工事の変更承認申請 現行のとおり</p>	<p>5.4 給水装置工事の変更承認申請</p> <p>1 給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を変更しようとするとき、又は設計審査を受けた者が当該設計審査に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ給水装置新設（増設・改造）変更承認申請書（施行規程第2条の2に規定する第1号様式の3。以下「変更承認申請書」という。）を局長に提出しなければならない。</p> <p>なお、設計審査に係る事項を変更しようとするときは、当該変更に係る設計書を添付すること。</p> <p>2 施行規程第2条の2ただし書に規定する「局長が定める軽微な変更」とは、次の事項に係る変更以外の変更をいう。</p> <p>なお、判断しがたいものについては、必ず担当水道事務所又は支所と協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 取り出し位置を著しく変更する場合 2) 給水主管又は量水器の口径を変更する場合 3) 給水装置の位置を著しく変更する場合 4) 連合栓一括申請を行った後、その一部に中止が生じた場合 5) その他、局長が設計変更を行う必要があると認める場合
<p>5.5 給水装置工事の中止 現行のとおり</p>	<p>5.5 給水装置工事の中止</p> <p>給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を中止したときは、直ちに給水装置工事中止届（施行規程第3条に規定する第2号様式）を局長に提出しなければならない。</p>
<p>5.6 分岐工事の届出 現行のとおり</p>	<p>5.6 分岐工事の届出</p> <p>分岐工事を行う場合には、給水申込納付金等が納付されていることを確認した後、「給水装置分岐工事予定表」（別記第2号様式）に道路掘削占用許可書及び道路使用許可書の写しを添付して、施工日の2日前までに提出しなければならない。</p>
<p>5.7 工事検査の申込み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事検査の申請 現行のとおり 2 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> 1) 給水装置工事 <ol style="list-style-type: none"> ① 工事検査申請書（施行規程第8条に規定する第2号様式の2） ② <u>工事検査手数料（千葉県水道事業収入証紙条例に規定する収入証紙）</u> ③ <u>設計書添付図面の写し（以下「精算図」という。）</u> ④ 給水契約申込書（施行規程第15条に規定する第3号様式） 	<p>5.7 工事検査の申込み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事検査の申請 給水装置工事及び受水槽以下装置工事の完成後は、直ちに局長の工事検査を受けるべく、所定の手続きをしなければならない 2 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> 1) 給水装置工事 <ol style="list-style-type: none"> ① 工事検査申請書（施行規程第8条に規定する第2号様式の2） ② <u>設計書の写し（以下「精算書」という。）並びに添付図面</u> ③ 給水契約申込書（施行規程第15条に規定する第3号様式）

改正後	現行
<p>⑤ 工事記録写真 <u>(水圧試験含む)</u></p> <p>⑥ 1/500 給水装置位置図</p> <p>⑦ <u>栓番図表 (3部)</u></p> <p>2) 受水槽以下装置工事</p> <p>① 工事検査申請書</p> <p>② <u>「精算図」</u></p> <p>③ 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目に基づく提出書類</p> <p>ア) 栓番図表 (<u>3部</u>)</p> <p>イ) 受水槽以下装置の施設管理人 (変更) 届</p> <p>④ 隔測量水器を設置した場合は、「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」及び申請者と量水器製造者との保守契約の写し</p> <p>⑤ 給水契約申込書</p> <p>⑥ 工事記録写真</p> <p>⑦ 1/500 給水装置位置図</p> <p>5.8 更生工事に係る届出 現行のとおり</p> <p>5.9 その他の留意事項</p> <p>1 現行のとおり</p> <p>2 現行のとおり</p> <p>3 現場確認の結果、設計の内容と異なっている場合で、設計変更を要しない軽微な変更は、工事検査申請前に<u>「精算図」</u>を朱書で訂正すること。</p> <p>4 給水装置分岐工事予定表を提出後、分岐工事予定月日を変更する場合は、必ず担当<u>水道事務所又は支所</u>に連絡すること。</p> <p><u>5 オートロックシステムを設置する建物については、工事の承認申請時に誓約書 (別記⑦例参照) を提出すること。</u></p>	<p>④ 工事記録写真</p> <p>⑤ 1/500 給水装置位置図</p> <p>2) 受水槽以下装置工事</p> <p>① 工事検査申請書</p> <p>② <u>精算書及び添付図面</u></p> <p>③ 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目に基づく提出書類</p> <p>ア) 栓番図表 (<u>4部</u>)</p> <p>イ) 受水槽以下装置の施設管理人 (変更) 届</p> <p>④ 隔測量水器を設置した場合は、「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」及び申請者と量水器製造者との保守契約の写し</p> <p>⑤ 給水契約申込書</p> <p>⑥ 工事記録写真</p> <p>⑦ 1/500 給水装置位置図</p> <p>5.8 更生工事に係る届出 更生工事の施行にあたって水道水を使用する場合は、「給水義務のない者に対する用水を特別に供給する場合の事務の取扱いについて」に基づく、給水願書を提出すること。</p> <p>5.9 その他の留意事項</p> <p>1 施工中、配水管を破損した場合は、直ちに水道局に連絡するとともに、他に影響を及ぼさぬよう適切な措置を講ずること。 なお、この修繕に要する費用は、原因者の負担とする。</p> <p>2 増設・改造工事が見込まれる給水装置新設工事にあつては、新設工事申請の際、増設・改造工事を同時に申請すること。 ただし、特別な理由により同時に申請できない場合は、計画書 (別記⑥様式) を提出すること。</p> <p>3 現場確認の結果、設計の内容と異なっている場合で、設計変更を要しない軽微な変更は、工事検査申請前に<u>精算書</u>を朱書で訂正すること。</p> <p>4 給水装置分岐工事予定表を提出後、分岐工事予定月日を変更する場合は、必ず担当<u>水道事務所</u>に連絡すること。</p>

改正後

第1号様式
 給水に係る事前協議申請書
 年 月 日
 千葉県水道局長 様
 申請者住所 氏名 印
 協議者住所 氏名 印 TEL ()
 (担当者 TEL)

下記により上水道の給水の検討を願いたく協議します。

名称	業態名及び規模		
工事場所	共同住宅	棟戸(階建)	
敷地面積	m ²		
建築物の用途			
延べ床面積	m ²		
開発行為又は宅地開発指導要綱	有・無 ()		
給水希望年月日	1/500配水管網図番号	-	-

給水装置工事に関すること

工事の種類	新設・増設改造	計画量水器			
給水方法	直結・増圧・受水槽・直結増圧併用・直結受水槽併用	業態名	口径	個数	計画水栓数
計画給水管取出口径	mm		φ mm	ヶ	ヶ
受水槽以下局検針希望	有・無		φ mm	ヶ	ヶ
冷却塔設備	有・無	受水槽	親メーター φ mm	ヶ	
		子メーター φ mm	ヶ		
既設給水装置有・無	水栓番号	口径	水栓番号	口径	
廃止証明書(廃止前提)有・無		φ mm		φ mm	
		φ mm		φ mm	
		φ mm		φ mm	
		φ mm		φ mm	
計画一日最大使用水量の算出根拠				計画一日最大給水量	
その他				オートロック有・無	

開発行為等に関すること

土地の現況	宅地 (m ²)	農地 (m ²)	山林 (m ²)	その他 (m ²)		
土地利用計画	種別	面積 (m ²)	公共施設整備計画	種別	面積 (m ²)	備考
	宅地			道路		
	公共用地			水路・下水道施設		
	未利用地			公園・緑地		
	その他			消防施設		
	計			ゴミ処理施設		
		その他				
		計				

備考

- 個人が申請する場合及び協議者が個人である場合は、申請者及び協議者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 添付図書
 - 案内図(位置図)
 - 建築工事計画図書一式
 - 土地利用計画図
 - 宅地造成計画平面図
 - 建築確認通知書の写し
 - 既設給水栓図面写し及び1/500管網図写し
 - 廃止証明書の写し
 - 開発行為等に関する協議経過又は協議書の写し
 - その他水道局が必要と認める図書(給水立面図等)
 - 建築物に係る配水管布設工事については**給水装置工事に係る協議回答書写し**

現行

第1号様式
 給水に係る事前協議申請書
 平成 年 月 日
 千葉県水道局長 様
 申請者住所 氏名 印
 協議者住所 氏名 印 TEL ()
 (担当者 TEL)

下記により上水道の給水の検討を願いたく協議します。

名称	業態名及び規模		
工事場所	共同住宅	棟戸(階建)	
敷地面積	m ²		
建築物の用途			
延べ床面積	m ²		
開発行為又は宅地開発指導要綱	有・無 ()		
給水希望年月日	1/500配水管網図番号	-	-

給水装置工事に関すること

工事の種類	新設・増設改造	計画量水器			
給水方法	直結・受水槽・直結受水槽併用	業態名	口径	個数	計画水栓数
計画給水管取出口径	mm		φ mm	ヶ	ヶ
受水槽以下局検針希望	有・無		φ mm	ヶ	ヶ
冷却塔設備	有・無	受水槽	親メーター φ mm	ヶ	
		子メーター φ mm	ヶ		
既設給水装置有・無	水栓番号	口径	水栓番号	口径	
廃止証明書(廃止前提)有・無		φ mm		φ mm	
		φ mm		φ mm	
		φ mm		φ mm	
		φ mm		φ mm	
計画一日最大使用水量の算出根拠				計画一日最大給水量	
その他				オートロック有・無	

発行為等に関すること

土地の現況	宅地 (m ²)	農地 (m ²)	山林 (m ²)	その他 (m ²)		
土地利用計画	種別	面積 (m ²)	公共施設整備計画	種別	面積 (m ²)	備考
	宅地			道路		
	公共用地			水路・下水道施設		
	未利用地			公園・緑地		
	その他			消防施設		
	計			ゴミ処理施設		
		その他				
		計				

備考

- 個人が申請する場合及び協議者が個人である場合は、申請者及び協議者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 添付図書
 - 案内図(位置図)
 - 建築工事計画図書一式
 - 土地利用計画図
 - 宅地造成計画平面図
 - 建築確認通知書の写し
 - 既設給水栓図面写し及び1/500管網図写し
 - 廃止証明書の写し
 - 開発行為等に関する協議経過又は協議書の写し
 - その他水道局が必要と認める図書(給水立面図等)
 - 建築物に係る配水管布設工事については**営業所の協議回答書写し**

改正後

現行

様式⑦ 誓約書の例

誓 約 書

年 月 日

千葉県水道局長 様

住 所 ⑩
氏 名
電話番号

〔個人が申請する場合は、申請書の氏名を自署する
ことにより、押印を省略することができる。〕

このたび、
について、防犯上オートロックシステムを設置いたします。
今後維持管理上、貴局が給水装置の検針、開栓、閉栓及びその他貴局の都合により貴局職員又は貴局の指定する代理人が建物内に立ち入る場合には、支障のないように対処するため、管理会社及び住居者に対して本主旨を周知徹底させるとともに、万一支障が生じた場合、オートロックシステムを解除する等貴局の指示に従います。

なお、当該建物を第三者に譲渡する場合は、必ず貴局に届け出るとともに、譲受人に対し、本主旨を継承することを併せて誓約いたします。